

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

(平成一五年五月二三日法律第四五号)

一、提案理由(平成一五年四月一五日・衆議院経済産業委員会)

福田国務大臣 ただいま議題となりました不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年の食品等における虚偽表示の続発により、表示に対する一般消費者の不信感が根強いことから、不当表示に対して迅速かつ厳正に対処し、表示の適正化を図ることによって、一般消費者の信頼を回復することが重要な課題となっております。このような表示をめぐる状況を踏まえ、公正な競争の確保による一般消費者の利益の一層の保護を図る観点から、商品または役務の内容について実際のものよりも著しく優良であると示す表示等について、事業者が合理的な根拠を有さない場合の措置を講ずるとともに、排除命令に係る手続の改善を行う等の措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、公正取引委員会は、商品または役務の内容について実際のものよりも著しく優良であると示す表示等に該当するか否かを判断するために必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏づけとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めるとし、当該事業者が当該資料を提出しない場合には、当該表示を不当表示とみなすこととしております。

第二に、排除命令に係る告示手続を廃止するとともに、これに伴う書類の送達規定の整備を行うこととしております。

第三に、都道府県知事が指示することができる事項を拡充するとともに、違反行為が既になくなっている場合においても指示することができることとし、また、都道府県が行う立入検査の妨害等を行った者に対する罰金の上限額を三万円から五十万円に引き上げることとしております。

なお、合理的な根拠を示す資料を提出しない場合に不当表示とみなす改正につきましては、公布の日から起算して六月を経過した日から、それ以外の改正につきましては、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一五年四月二四日)

村田吉隆君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案につきましては、商品または役務の内容について実際のものよりも著しく優良であると示す表示につき事業者が合理的な根拠を有さない場合の措置等を講ずるものであります。

本委員会においては、去る十五日、三法律案に関し平沼経済産業大臣及び福田国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。昨日、各案について質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、特許法等の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、不正競争防止法の一部を改正する法律案及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一五年五月一六日）

田浦直君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案は、公正な競争の確保による一般消費者の利益の一層の保護を図るため、商品又は役務の性能、効果等について合理的な根拠がない表示を不当表示として規制する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題とし、特許関係料金制度の在り方、特許審査体制の充実、営業秘密保護の実効性の確保、不当表示規制強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より特許法等の改正案に反対する旨の意見が述べられました。

……………（略）……………

次に、不当景品類及び不当表示防止法改正案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。